

## 裁判員等経験者の意見交換会議事録

- 1 開催日時 平成26年7月9日(水)  
午後2時30分から午後4時30分
- 2 開催場所 鳥取地方裁判所大会議室
- 3 出席者 鳥取地方裁判所 所長 井口 修(司会)  
同 裁判官 野口 卓志  
鳥取地方検察庁 検察官 武藤 雅勝  
鳥取県弁護士会 弁護士 中崎 雄一  
裁判員等経験者 ①(裁判員, 男性)  
同 ②(裁判員, 女性)  
同 ③(裁判員, 女性)  
同 ④(裁判員, 女性)

### 4 議事内容

#### 【自己紹介】

##### ○司会者

本日は、裁判員経験者の皆様との意見交換会を企画いたしましたところ、お忙しい中、4名の裁判員経験者の方にお集まりいただきました。私は司会を務めさせていただきます井口でございます。

今後の裁判員裁判をよりよいものにしていくために、是非、建設的な御意見を伺いたいと思います。

本日は皆さんから御質問が出るかもしれないということで、御質問に答えていただけるように検察官、弁護士、それから裁判官の方々、お一人ずつ出席していただいております。まず最初に自己紹介をそれぞれの方にしていただきたいと思います。

##### ○武藤検察官

鳥取地方検察庁の三席検事の武藤と申します。よろしく申し上げます。

私、今回の対象の3事件のうち二つの事件の公判に立ち会いました。本日は意見交換会を通じて皆さんから貴重な御意見を伺って、今後の執務に生かしてまいりたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○中崎弁護士

弁護士の中崎と申します。本日はお忙しい中、意見交換会に御参加いただきましてありがとうございます。

裁判員裁判が始まりまして6年目に入りまして、鳥取地裁でも多くの裁判員裁判が行われています。鳥取の弁護士も多数の弁護士が裁判員裁判の経験をしているんですけれども、平成25年中に全国で行われた裁判員裁判において、裁判員あるいは補充裁判員を経験された方々のアンケート結果を拝見いたしますと、検察官が法廷でやってることが分かりやすいと回答していただいた方に比べて、弁護士がやっていることが分かりやすいと回答していただいた方のほうが少ないというような結果になっていました。このような御意見を真摯に受け止めて、弁護士としても改善すべく努力していきたいと考えております。

本日は裁判員を経験された方々から直接御意見、御感想をいただけるという貴重な機会をいただきましたので、忌憚のない御意見をいただいて今後の弁護活動に生かしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○野口裁判官

野口です。皆さん、お久しぶりです。

皆さん方と一緒に事件を審理、評議して判決まで行わせていただいて、本当に貴重な経験をさせていただいたと思っております。特に、判決の後、皆さん方とはお会いしていなかったわけですが、その後どうされてるのかなというのが非常に私としても気になっておりましたので、判決の後のことも含めて、今日、お話をいただければありがたいと思います。

私はおりますけど、遠慮なく、今後の運用に生かしていきたいので厳しい意見もどんどんおっしゃっていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

### ○裁判員等経験者①

強盗殺人の事件を担当した者です。割と難しい事件だったので、その後のことが非常に気になって高裁にまで見に行きました。そういう関係で、もしよければですけども、裁判員を務めた後に、その後の報告なり、控訴された場合の高裁の期日とかを教えてほしいと思います。私はそれを知り合いのある記者から聞いたんです。それは、ちょっとショックだったので、その辺を改善してほしいなと思っております。あとは、いい経験をさせてもらったと今でも思っております。

### ○裁判員等経験者②

私が担当しましたのは殺人未遂ということでした。被告人の方も特に争うことはなかったので、非常に、多分難しくないほうの範ちゅうであったのではないかなというふうには感じています。やはり、こういう経験をさせていただいたことで、いろいろ気になって、ほかの裁判員裁判というのを見ていると、ほかの裁判は随分と難しいんだらうとか、時間も随分掛かっていたりということで、かなりの負担を皆さん経験しておられるんだらうなどは思うんですけども、私の場合は比較的、予想していたよりは多分負担は少なく、日数も少なくて済みました。

そういう意味では余りきついなとは思いませんでしたけれども、何しろ裁判員というものが制度として出来上がって、自分もなる確率はあるんだっていう知識はあるんですが、まさか来ないだらうってというのが正直なところで、来たときには本当にびっくりというところで、周りの方にお話ししたときにも、えっ、まさかと。

ですから、意識の中に誰でもなるものだというのがなかったんだなというのがありまして、私なんかは子どもがやっとな高校生になったばかりなものですから、この子があと数年したら、もしかしたら呼ばれるかもしれない、でも、この子は一体裁判員というものについて何を知っているんだらう、学校ではそういうことはどの程度習うんだらう、結構、三権のうちの行政だとか立法だとか、それと選挙に関わったりとかってということで割と意識はできるんですけども、司法っていうのは自分の中では一生関わることがないぐらいに思っていたものが、ある日、突然やってくる

という、やはり、これからどんどんそういう経験をいっぱいする人が増えてくると  
思うと、どこかできちんと子どもたちに伝えていかなきゃいけないんだらうな  
というふうに思って、今日こうやって参加させていただいたのも、子どもたちとか、  
ほかに伝えることができればいいんじゃないかなと思って参加させていただいたん  
ですけれども、やはり、みんなの意識の中に裁判員裁判の裁判員というのが、もし  
かしたら、ある日、突然来るよっていうことをやっぱり頭の中に入れていただけ  
るようにしなきゃいけないと、そういうふうに感じてはいます。

#### ○裁判員等経験者③

担当した事件は放火未遂でした。一昨年の11月に最高裁判所から裁判員候補者  
になりましたということで大きな封筒が来て、昨年末までの任期の予定だったので、  
何事もなく、裁判に呼ばれることもなく無事に1年が終わるものだと思っていたら、  
12月に入ってから、1月の公判ということで呼ばれて、本当に正直びっくりしま  
した。前の日に眠れなかったりとか、そういうこともいろいろあって、その日が近  
づくにつれて、やっぱり怖さとか不安とかっていうこともあって、結構精神的にと  
うかメンタル的にはちょっとしんどいなと思ってましたけれども、終わってみれ  
ば、いい経験をさせてもらったのかなっていうことは思いますし、名前は知らない  
ですけど、皆さんといろんな話ができたっていうことも、いい経験にはなったのか  
なっていうことも思いました。

裁判が終わってみて、やっぱり冷静に思うのは、あの判決でよかったのかなって  
いうことも、話し合った結果なので、それはそれで納得はするんですけど、あの被  
告人はどうしてるのかな、ちゃんとやってるのかなっていうことはやっぱり考え  
たりはします。

以上です。

#### ○裁判員等経験者④

放火未遂の事件でした。正直、事件が殺人とか、そういうちょっと生々しい写真  
を見なくて済んだなっていうところが正直なところなんです。放火も未遂でしたので、

全焼とか、そういうひどいような、目を伏せてしまうような事件ではなくてよかったと安心はしましたけれども、判決が出て、現実の世界とか、会社に戻ったとき、しばらく1か月ぐらいは会社に出勤しているんですけども、これが現実の世界で、自分が生活しているんですけども、ふわふわしているような、地に足がつかないような感じの1か月を過ごしました。

しばらくは夜もなかなか寝つけなくて、お酒を飲んで寝てしまったりだとか、そういうこととして、被告人は今どうしているんだろうなっていうのとか、一緒にした裁判員の方がちょうど同じ方面にたくさんおられたので、会って話がしたいなっていうふうな気持ちがあって、その詳しい内容を身近な人にしゃべっちゃいけないということもあったので、こういうふうな経緯で、こういうふうな判決が出たんだよっていうことも言えなくて、自分の中でなかなか消化し切れなかった1か月でした。

それで、ここに来た理由が、最近ニュースで裁判員裁判で検察が提示した量刑より重く出た判決があって、その後、ニュースで裁判員が決定した量刑に対して重過ぎるから、もう一度話し合おうんですみたいなニュースがあって、ええっという率直な思いでした。あんなに話し合っただけなのに、検察より重い量刑が出たら覆されることってあるんだというふうな思いがあったので、裁判員裁判って何だろうなっていうふうな率直な思いでした。

自分ではそんなに殺人とか、そういう事件じゃなくて苦しんではないと思ってたんですけど、終わってみたら、結構、自分の中で、こんなに悩んだことがなかったので、ほかの殺人とか、そういう事件に当たった人は、もっと苦しいんだろうなっていうふうに思ったので、その中で出した判決が重かった、そういうふうなことになってしまうのかっていうのも、率直に残念と思ってしまって、今後、そういうことになると、裁判員になる人っているんだろうかって思ったんで、ここに来ました。

**【選任されるまで】**

○司会者

どうもありがとうございました。

いろんなお話が出まして、それぞれ意見交換をしていきたいと思うんですけど、一つは裁判が終わった後のフォローのことがお話にありました。これも大事な点だと思いますので、それぞれ皆さんがどういうフォローを求めているのか、どんなことが必要だと思っっているのか、その辺もお話ししていきたいと思っいます。

それから、まさか自分が選ばれないだろうと思っったとか、そういっったお話も出ていっましたので、選ばれるまでのことですね、このあたりもちょっとお伺いしていっきたいと思っっています。

それから、話ができよかっったとか、判決がよかっったかどうかいっろいっろ悩んだと、そういっうお話も出てきまっしたけども、それは恐らくどういっう心理だっったかとか、どういっう評議をしっったかといっうあたりが実際には問題になるんだらうと思っいますね。その辺も是非御意見を伺いったいと思っいます。

今からは言いにくいところもあるかもしれませんけれど、取りあえずは順番で、まづ選ばれるまでのことあたりぐらいいから伺いませうかね。大体びっくりされったといっうのは、そのとおりでと思っうんですけども、特に1年ぐらいいたっってから突然来ったといっうのは本当に驚かれまっしたね。

#### ○裁判員等経験者③

最高裁判所といっうところから来ったので何事だらうと思っいながら封を切っって、そしったら選ばれまっしたといっう話で、断る理由もなかつたので、そのまま取りあえずほっっておいたら、事件が年末まで、本当に裁判がなくて、呼ばれるよっうなことがなくて、無事そのまま、選ばれたけど、それで終わるのかなと思ったら突然に来ったので。

#### ○司会者

その段階で、御自分ではどういっう立場になっったかといっうのは、送られてきった書面なんかで大体お分かりになっりましたか。

#### ○裁判員等経験者③

最初の最高裁判所からの資料で、いろいろと入ってたので、ある程度の知識はそこで、そういうものだというものは読んだつもりですけど、でも、その最初の選ばれましたが来てから裁判に呼ばれるまでっていうのは随分、1年ぐらい日があったんで。

○司会者

恐らく③番の方だと、24年12月ぐらいですよ。そのときの書面を御覧になると、26年3月ぐらいまでは当たる可能性があるというようなことは分かりましたでしょうか。

○裁判員等経験者③

年末まで。

○司会者

仕事をするのがね。年末までに選ばれると結局、実際仕事をするのは3月ぐらいになるかもしれないということですかね。その辺は、1年間は覚悟しておこうっていう感じはそうなんですかね。

○裁判員等経験者③

そうです、はい。

○裁判員等経験者④

ようやく任期っていうか、選ばれる期間が終わるわって思ってた矢先に、あらって。ああ、そうだ、呼ばれとったっていう。

○司会者

どうですか、選ばれるときっていうのは。

○裁判員等経験者①

私の場合、比較的早かったので、3月ぐらいに来たのかな。12月に最高裁から来て、4月かそこらに地方裁判所、選任手続の呼出しが。見たら、いっぱい丸がしてあるんで、何のことだろうと思って見とって、この中のどれかに行くんだろうなというような。カレンダーに丸がしてあって、順番に・・・。

○司会者

それは全部来ていただきたい日ですよ。

○裁判員等経験者①

もう一度、よく読んだら、それ全部行く日なんだけど、この中のどれかに行くんだらうなっていう感覚で最初見るんで。それで、よく読んでみたら、これ全部出るんだと思って、大変なことだなと思いながら、私は受けて、最終的に当たらんだらうなと。

○司会者

それでも、その次の段階で当たるかどうかという話がありますからね。そこは、やっぱり当たらないだらうという感じですか。

○裁判員等経験者①

いや、だから、私は来たのしか分からないんで、ここに選任で呼ばれたときの人数を見て、当たらないだらうなと。数が割と多かったんで。

○司会者

②番の方は、その辺の仕組みは理解して来られましたか、大体。

○裁判員等経験者②

最初にいただいた最高裁からなので、そうなんだと。来るぞ、来るぞ。1か月か2か月ぐらいは来るぞ、来るぞと思ってるんですけど、そのうち忘れちゃうんですね。私もやっぱり11月の終わりぐらいに書類が来たので。最初は最高裁から、次から鳥取の地方裁判所からで、何かやっちゃったかなみたいな感じですよ。あれっ、よく見たら、ああそうだ、それから大変だということが。

でも、どこかで、この中からまた選ぶんだから、まあ選ばれないこともあるんだよねと思いながら来てるので、本当に、いよいよ決まってから覚悟を決めたというか、そういう感じなんです。あと、覚悟がなかなか決まらないという、おかしいんですけど、どこかで外れるだらう、抽選だからねって思いながら来て、やっぱり一番最初の最高裁からが間が空いてるので、ほとんど忘れ掛けた頃にぼんと来て、

あららら、ちょっとって感じでした。

○司会者

選任手続においでいただきたいという連絡が来ますよね。そのときに、この事件では何日間掛かりますという、何日と何日と何日という、その御連絡が行くと思うんですけども、①番の方はかなり特殊な事件だったので、あれですけど、②番の方、③番の方、④番の方は、その何日か、裁判をやりますよという連絡が来たときに、それは全部都合をつけて選任期日に来られましたか。

○裁判員等経験者②

私の場合は仕事が毎日の仕事ではないので、そこにかかる確率があるものは、仕事先に言って、ここは休むときがあるかもしれませんということを、選任手続が終わったら、きちんと分かりますが、一応ここは、もしなりましたら休ませてくださいということはお話ししました。

○裁判員等経験者③

私は最高裁判所から選ばれたって言って来たときに、最初の段階で会社に言って、選ばれましたみたいな感じで本当に軽く言って、裁判で呼ばれたら休みますっていう話は前もって言ったんですけど、でもそこから何せ1年近く空いたもんですから、呼出しが来て、裁判かもって言ったときには、ああ忘れとったって言われましたから、いいよ、いいよとは言ってくれましたけど。

○裁判員等経験者④

同じです。

○司会者

そうですか。その辺の手続で、少しこうやってもらったほうが出やすいとか、そういう御感想は何かありませんか。もともと出にくいものだから。

○裁判員等経験者①

以前に裁判長と話したんですが、選任手続から裁判までが余りにも短過ぎて、あれをもうちょっと延ばしてもらわないと、当たるか当たらないか分からん、休みを

取るのに。選任手続は必ず当たるわけですから、そこで決めるんで、そこから当たりましたって、3日、4日で裁判しましょうと言われても。

○司会者

そうですね。特に①番の方は日にちが長いですからね。その辺は恐らく②番、③番、④番の方とはちょっと事情が違うと思うんですよ。②番、③番、④番の方は何日ぐらいでしたっけ、裁判。

○裁判員等経験者③

5日間。

○裁判員等経験者④

5日間でしたけど、選任の手続から始まって・・・。

○司会者

②番の方は。

○裁判員等経験者②

3日間です。

○司会者

3日間ですね。3日間ぐらいだと、当たらないかもしれないけど、一応スケジュールを立てて来られる方って結構いらっしゃると思うんですけど、5日間って結構きつくないですか。そうか。次の日から連続だったんですね。

○裁判員等経験者④

準備が、当たるか当たらないか分からない・・・。

○司会者

そこを伺いたかったんですよ。そのときに、選任期日、来られるときに、もう5日分のスケジュールをきちんと、当たるという前提で。

○裁判員等経験者④

前提でお休みをいただきました。

○司会者

そういうときは当たらなかったら、どうなるんですかね。

○裁判員等経験者④

当たりませんでしたって言って、普通に出勤していると思います。

○司会者

ローテーションを変えてもらったりなんかしたりすると、結構ややこしいんですよね。

○裁判員等経験者④

ちょうど、そういう形態の会社じゃなかったの。

○司会者

そうすると、一つの御意見としては、選任の期日から実際に裁判が始まるまでの間は少し余裕を持ったほうがいいということですかね。

○裁判員等経験者①

少しじゃなくて大分。

○司会者

具体的にはどのくらいあったらいいんでしょうかね。

○裁判員等経験者①

どうですかね。その日数にもよると思うんです。多分、私たちがやった事件ぐらいだったら、極端なことを言えば半月とか1か月とか。そうしないと、あとのスケジュールが全然。

○司会者

3日とか5日ぐらいの裁判だと、お仕事の内容によっても恐らく違うと思うんですけどね。ごめんなさい。お仕事を持ってるという前提で伺ってるんですが、それでよろしいんですか。お仕事してらっしゃる。どのぐらい期間があったらいいですかね。

○裁判員等経験者②

私はそういう仕事ではないので文句は言えないですけど、ほかの方と何か行事を

組むときなどは、例えばローテーションで、看護師さんとか、そういう方なんかは1か月前に言ってもらわなければ無理ですよ。きちんと組まれてしまって、何か行事を入れようとしたときに、1か月前じゃないと、ちょっと苦しいかも分からないから、そういう話になります。

結構、その辺はきちんと言われた日にちに出られる人って、やっぱり限られてくるのかなと思います。

#### ○裁判員等経験者④

ローテーション勤務じゃないんですけど、ちょうど日にちがよかったんです、私の場合。あと数日ずれてましたら、そのローテーションの勤務に入るところでしたので、参加できなかったです。

#### ○司会者

なるほどね。いろんな方がおられまして、どうせやるんだったら、なるべく拘束時間が短いほうがいいっていう方も中にはいらっしやって、選任期日のその日から裁判をやるっていう事件もないわけじゃないんですよ。

だから、本当にいろんな方の希望を考えてやるっていうのは、なかなか難しいですけども、態勢としては少し期日を置いたほうがいいんですかね。なるべく、鳥取は・・・。

#### ○野口裁判官

ちょっと今回、翌日というのは、やむを得ないいろんな事情があって翌日になりましたけども、普通はなるべく最低1日は空けるようには今心掛けてやっています。1日は、やっぱり短いですかね。

#### ○司会者

事件ごとに考えていかなければいけないところだと思うんですが、そのほか何か、選任の手續とか、最初の最高裁判所からの連絡とか、あの辺で、もう少し何とかしてくれないかとか、ありませんか、御意見は。

最初に最高裁から来る資料の中にDVDが入ってるかと思いますが、あれは御覧

になりましたか。見てらっしゃらない。

○裁判員等経験者④

見た，見た。

○司会者

御覧になりましたか。

○裁判員等経験者②

文書だけで。

○司会者

文書だけ。御覧になりましたか。

○裁判員等経験者③

いや，見てない。

○司会者

4人いらして1人しか見てない。どうですか，DVDを御覧になって。あんなもの見てもしょうがなかったですか。

○裁判員等経験者④

いや，いや。見てよかったです。参考になって，呼出しの前の日にも，もう一回，見ました。ああ，そうだ，そうだ。こういうことだったと思い出して。

○司会者

今度当たったときは是非御覧になってください。

○裁判員等経験者②

DVDとか，ああいうのっていうのは，そこに座ってきちっと見てないと。

○司会者

時間がね。

○裁判員等経験者②

文書で来た分も，何か仕事とかの合間合間に見ながら，見返しながらっていう形でいましたので，わざわざセットして座ってっていう，そういう見方ができなかつ

たと。今度、改めて見てみます。

○司会者

よろしくお願ひします。あれは秘密でも何でもありませんから、周囲の方にどんどん配って見ていただいて差し支えありません。

そのほか何か、選任関係で気になったこととか、裁判所の説明も含めて。特によろしいですか。私は、あるところで聞いたのは、呼出状ですか、あれが無礼だっていう御意見があったんですが、余り、そんな印象はないですか。

なければ結構です。

いま一つ、裁判所は6年目に入って、ちょっと考えてることとしては、やはり国民の皆さんに気持ちよく参加していただくために、入り口をどうするかっていうのを少し、改善できるところはないかということで皆さんにいろいろ御意見を伺おうと思ってるんですけども、不安はあるけれども、そんなに嫌だという感じはしないということでもいいんでしょうかね。

皆さん、来ていただいた方だから、大体。

○裁判員等経験者④

駄目だとは思いますが、その呼出状のところに、こういう事件って書いて、でもそうすると足が向かなくなるかな。

○司会者

御意見としては伺っておきましょうか。

事件によっては、こういう事件だと足が向くこともあるかもしれない。そこに殺人事件と書いてあったら。

○裁判員等経験者④

殺人事件と書かれたら、ああ、ちょっとって。

○裁判員等経験者③

ちょっと断ろうと思いますよね。

○裁判員等経験者④

その後で断ろうって、あの手、この手を。

○裁判員等経験者③

でも、駄目ですよ。

○司会者

駄目でしょうね、きっとね、それはね。

○裁判員等経験者①

守秘義務がよく分からなくて、守秘義務が余りにも大きくなり過ぎて、特に経験した者としては、さほど守秘義務はないと思うんですけど、やられたことのない人は守秘義務はものすごい守秘義務だと。

○司会者

それは最初に最高裁から御連絡が行ったときの、その中に守秘義務のことは結構厳しく書いてありますか。

○裁判員等経験者③

罰せられるって。

○司会者

あそこはいろいろ書いてあるでしょう。勝手に理由もなく来ないと罰せられますとかね。ああいうのは違和感はないですか。

○裁判員等経験者①

違和感というか、ああ、罰せられるんだと。

○裁判員等経験者③

怖いという、怖さはありませんね。

○裁判員等経験者②

行かなきゃいけないものだっていう感じですね。

○裁判員等経験者①

最初は断ろうと思ってましたけどね。断ったら罰せられると思ったら、まあ行くかなと思って。

○裁判員等経験者②

断れる理由を一生懸命探しましたね。

○裁判員等経験者①

そう、そう、そう。仕事って言っても・・・。

○裁判員等経験者②

該当しないって。

○裁判員等経験者④

ああ、ないなあって。

○裁判員等経験者①

駄目って。

○司会者

それは、かなり真剣に断る理由をお探しになるんですか。

○裁判員等経験者③

探しました。

○裁判員等経験者②

事件の内容が分からないので、とんでもなく時間も掛かってすごく負担の掛かり  
そんなものだったら、やっぱりちょっと困るなっていうのが気持ちの中にあって、  
例えば、私の場合ですと、実は今年の3月頃に受験があったんですけど、その頃に  
すごい事件の担当になって、自分自身、気持ちを落ち着けるのに精一杯の状況で、  
息子の受験とかいうと、多分落ち着いてできなかつたろうかと、そういうふう  
に思ったりしますので、内容によっては断りたいなって思うことがあるかと。

ただ、今回は、それほどでもなく、日にちもそうではなかったので、お受けして  
いいなっていう形でしたので、内容によっては、ちょっとこれは無理って思うこと  
があるんじゃないかと。

○司会者

最初に最高裁から連絡が来たときに、候補者になりましたという連絡が来たとき

に、断れる理由っていうのは大体分かりましたか、あれで、見て。いろんなことに該当すると断れると。それから、ある一定の期間だけ選んで、ここは忙しいから駄目ということも申告できると、そういうシステムというか、それは理解していただけたんですかね。

後でも、また気が付かれてからでも結構ですから、その辺の入り口の関係で何か、私たちが改めることができるようなものがあれば是非、御意見をいただきたいと思っています。

### 【審理について】

#### ○司会者

では、少し中身のほうに入っていきますけれども、いい経験をさせてもらったというお話もありましたし、裁判員の方同士で話ができよかったというお話もありました。判決がよかったかどうか悩まれたというお話も出たかと思うんですけども、それは結局、どんな審理をやったかとか、どういう評議をしたかっていうことにつながってくるかと思うんですけども、実際に仕事をされてみて、ここはどうだったというようなことは、もしあれば具体的にお話をしていただきたいんですが。

#### ○裁判員等経験者④

事件の経緯とかが、検察の方がすごくカラーが使われてたり、図が使われてて、イメージしやすかったですね。たまたまでしょうけど、弁護士さんのほうは文章でたらたら書かれてて、弁護をされてるんだよなというふうな気持ちで聞いてたんですけど、途中でごちゃごちゃしてきました。

#### ○裁判員等経験者②

検察の方は、やっぱり状況を説明されたり、実際にやってみせた写真であったりとかで、状況をきちんと説明されるのでよく分かる。ただ、弁護される方のほうは、そのときの心理状態とか、多分図に表しにくいものだったんでしょうけれども、それにしても文章でずっと、要は作文なんですね。なので、ある意味、分かりづらいと。多分、一生懸命、罪を軽くするためのいろいろな案を書いておられるんだろう。

○司会者

今お話をいただいているのは、手続の中の最初の段階のところですね。冒頭陳述と言われる部分の話ですね。

ちなみに、①番の方は事件が大分特殊だったと思うんですけど、冒頭陳述の部分について御感想はありますか。

○裁判員等経験者①

私の感想としては、裁判官からも聞いているんだけど、検察が全部最初にそういうのを作って、検察が証拠を全部そろえなくちゃいけないっていうことだったんで、それは多分、検察はそれなりにしっかりそろえてくるんで、弁護士さんのほうは、やっぱり被告人の話を聞いて、被告人の話に伴って書類とか、そういう弁護をしてくるので、やっぱりどうしても検察側のほうは理路整然としてくるような気がするんです。最初から、こういう形ですよと持ってくるのは。

被告人の話が本当かうそか分からない状況でも、弁護士さんは信じなくちゃいけない。それで弁護しなくちゃいけないのでっていうのを、後で私も考えたんですけど、最初の頃は、弁護士さんの話、何か分かりにくいなど。これはつじつまが合わんのじゃないかなっていうのがあったんですけど、後でなんですけど、後で、被告人が言うから弁護士さんは、それに伴ったことを言わなくちゃいけないんだっていうのを考えながら、そうするとやっぱり検察側がもうちょっとしっかりした証拠を出してこなくちゃいけないんじゃないかなっていうのが最終的に私が考えたことですね。

後々、検察側が覆される情報を持ってきても駄目なんじゃないかなっていうのを、ずっと考えながら、終わった後に、最後のことまで思いながら、ずっと考えてました。

○司会者

今のお話は、冒頭陳述っていう最初の主張の段階のこととして伺っているんですけども、その主張自体が分かりにくいんでしょうか。弁護側の主張というのは。

その主張は分かるけども、中身が余り納得できないとか、そういう・・・。

○裁判員等経験者②

表現がどうしても抽象的になりやすいんですよね。検察側のものは可視化しやすく、図に表したりとかされるので整理がつけやすいんですけども、弁護側の方が言われる内容というのは、感情的なものだったり、図に表して説明しにくいものであるんだろうなという予測はできるんですけども。

○司会者

例えば、なぜ被告人がその犯行に及ぶのか、被害者の方に対してはどんな思いだったのかっていうあたりは。

○裁判員等経験者②

そうですね。その辺をせめて、相関図ではないですけども、こういった思いがあって、ここに至ったっていう、そこに至るまでのところ、文章ではなくて、もう少し何か分かりやすい表現方法はないかなというのはちょっと思いました。

○司会者

なるほどね。②番の方がされた事件というのは、そういう動機が問題になる事件だったわけですね。被害者と被告人の関係、ずっと経緯があって。

それは、③番、④番の方の事件もやはり、被害者というか、放火の相手と放火した人との人間関係が問題になる事件なんですかね。

○裁判員等経験者③

私たちの事件は身内の中の事件だったので、余計に感情論が難しかったということもあって。

○司会者

そういう観点で、お伺いしたいのは、確かに図面があって色刷りで色分けしてて分かりやすいというのはよく分かるんですけども、そもそも文章で書いてあると分かりにくいものなんですか。

○裁判員等経験者④

現場の写真がこうなっていたっていうふうに、被害状況がこういうふうな被害に遭われてた。弁護士の方は、それについて、被告人はこういうふうな対処をとったっていう文章だけで、実際にそういう対応をとった証拠の写真はなかったの、被告人が言われたのみでの話なので、それが事実かどうかっていうのも推測の域での話をしてたんですよ。一斗缶の向きが上だの下だのっていう話をしてたんで。

○司会者

そこで、私がお聞きしたいのは、その主張が本当かどうかの問題であって、主張自体は理解していただいているのかなっていう気がするんですが。

○裁判員等経験者④

理解はしてましたけど、病気もあったので、それについての知識がないと、その症状があるから、こういう行動に出るのですっていう因果関係が素人にはちょっと分からなかったです。

○司会者

その辺はかなり複雑な事件をされた①番の方は、どんな印象をお持ちですか。

○裁判員等経験者①

検察は、やっぱり防犯カメラだとか、ああいうもので時系列的にちゃんと並べてきてくれると。だからものすごく分かりやすい。弁護側のほうは、それに対する話を持ってくるので、どうしても後づけみたいな形に印象を持ってしまうので、検察はこう言ってるけど、弁護側はこう言ってる、それは違うんじゃないのというような比較にしかならない。

○司会者

比較できるっていうことは、主張自体は一応理解できるわけですよ。

○裁判員等経験者①

理解できますけど、比較が余りにも、検察のほうは整然としてるんで、何となく素人の意見からすると不利な感じがする。

○司会者

なるほどね。冒頭陳述，それぞれ簡単な書面をお出しになって，それを見ながら冒頭陳述を聞く，そういう在り方ですよね。そのときに，やはり色刷りで図が描いてあって，四角で囲って矢印がついてというような，そういう書面を見ながらのほうが分かりやすいという御意見なんですかね。

やっぱり，そういうものなんですかね。検察庁は，その辺，どう考えてらっしゃいますか。

○武藤検察官

たくさんの御意見をいただいてありがとうございます。検察庁は必ずしも図面とかがあったから分かりやすいっていうよりは，私自身で思うのは，情報の取捨選択だと思っていました。

検察庁内部では，担当が書面を作り，ひとりよがりにならないように実際実演しているいろんな人に見てもらいます。全然知らないような職員にも聞いてもらって，それでここは分かりにくい，ここはちょっと図面がどうかとか，そういう意見をいろいろもらって改善を重ねて，何回も事件によってはやって練り上げていきます。

その中で一つ考えているのは，やっぱり冒頭陳述は罪状認否があった後の最初の手続になるので，最初の情報といいますか，余りにも膨大な情報，多彩な情報まで入れてしまうと逆に分かりにくくなるという傾向があって，検察官が事案の核心とか流れとか，それを端的に分かっていただくよう，練り上げていきます。

①の方の事件は別にして，一般的な事件だと，そういう形で工夫しております。

図面は，放火事件だと，ちょっとした建物の図面だったり，殺人未遂だと，ちょっとした車の図面とかを入れさせてもらったんですけど，例えば殺人未遂の事件だと，車から離れても暴行があったんですが，どれぐらい離れたかってイメージしにくいですよね。そういうところに，ちょこっと図面を入れて理解の手助けをしたりとか，そういう形で工夫しております。

以上です。

○司会者

そういう、要するにパネルみたいなやつですね、テレビのニュースショーみたいなのでやるパネルを使って説明するというようなイメージですよ、何となく。それが本当にいいことなのかどうかっていうのは、いろいろ考え方があると思うんですが、検察庁も結構労力をかけておつくりになってるんじゃないかと思うんですよ。

○武藤検察官

冒頭陳述のは。もちろん、主張ですけど、時間は掛けています。

○司会者

本当は、おっしゃったとおり、論理というか、情報の取捨選択、それを論理的に説明するという、そこが一番大事なんですよ。

○武藤検察官

そうですね。盛り込む情報は一番です。あとはビジュアルによる見せ方。

ただ、やはり、お話があったんですけど、普通に文字で書いていくと頭に入らないところが、図面と一緒にぱっと出されると、見た目っていうのは非常に重要ではないかなと、私自身は思っております。

○司会者

なるほどね。なかなか、そこは弁護士さんはつらいですよ。人手もないし、時間もないし、つくっていくのは。

○中崎弁護士

そうですね。やはり冒頭陳述、一番初めに、弁護側から見た事件はこういう事件ですよっていうのを説明させていただく機会ですので、やはり分かりやすく、事件像であるとか、争点をイメージできるようにしなければならないというふうには考えてはいるんですけども、先ほど武藤検察官がおっしゃられたように、文字だけでなく、あと視覚的な補助があったほうが分かりやすいということは当然理解はできますので、今後、なかなか視覚化しづらい部分もあるとは思いますが、分かりやすいように改善していくように努力したいというふうには考えており

ます。

○司会者

それでは、証拠調べと申しますか審理をやって御覧になって、一つ生々しい写真を見なくて済んでよかったという御意見もありましたけども、やっぱり出ると嫌ですか、そこは。

○裁判員等経験者③

それこそ、ずっと話が出てますけど、どんな事件か事件の内容が分からないので、選任手続に来て初めて、私たちの場合は放火未遂っていうことだったので、よかった、よかった。テレビドラマとかサスペンスドラマみたいなイメージがどうしてもあるので、やっぱりそういうのを見たくないっていうか、断る理由がないから、ここへ来たのに、そんなん見たら嫌だになってというのが、やっぱりトラウマとして残るのも嫌だし、そういう怖さがありました。

見なくて済んだ、その事件の重さがどうこうではないですけど、殺人でなくてよかったねっていう話は、私たちは言っていましたね。

○司会者

②番の方は罪名に殺人という名前が入ってるけど、結局、未遂だから、そういう生々しい写真というのはなかったんですね。

○裁判員等経験者②

それは首を絞めたっていう、例えば血が出てたりとか、それから傷口だとかっていうものがなく、あざのようなものでしたので、比較的冷静に、打ち身をしたら、あざもふだんは見ますので、そういう意味では冷静に見れた。

例えば、これが本当に血がたくさん出てるその部分に向かい合って、本当に御遺体の写真を見るということがもしあったとしたら、ふだん経験しないことですので、多分ショックは大きかったとは思いますが。

○司会者

なるほどね。さて、①番の方ですけど。

○裁判員等経験者①

私は溺死ですね。見たんですけど、ふだんテレビとかで見て、もっとすごいものを見てるつもりだったんですけど、配慮かどうか知りませんが白黒だったんで、カラーでなかったんで、さほどではなかったんですけど、やっぱり生々しさは全然違うんで、さすがにちょっと本物の遺体は生々しいかなとは思って見てみたんですけど。

○司会者

もちろん、裁判員の方としては選択の余地はないというか、証拠として採用されて取り調べた以上、遺体の写真を御覧になったと思うんですけど、見る必要はあったと思われませんか、そこは。

○裁判員等経験者①

見る必要があるかと言われれば、多分見る必要はあると思うんですけど、無理強いはしないほうがいいと思います。

○司会者

それはどういうことですかね、見る必要があるっていうのは。

○裁判員等経験者①

御遺体の写真も証拠になっている以上は、証拠は全部やっぱり見なくては行けないと思います。

○司会者

それは証拠となってるから、そうなんですけど、そもそも証拠として、そんなのが必要だったかどうかっていうのは、どうですか。

○裁判員等経験者①

そういうことで言わせてもらえれば、御遺体まで見るなんていう必要はさほど感じません。その現場写真とか、ここに血がついてましたとかっていうのだったら分からないでもないし、こんなひどいことをされましたよっていう量刑判断で見せるんだったら、それもありなのかなとは思いますが、量刑は、どんどんそうやって

やられると重くなると思います。悲惨なのを見せれば見せるほど。

○司会者

その写真を御覧になるに当たって、裁判所のほうから何か注意というか、そういうのはありましたか。

○裁判員等経験者①

できる限り見てくださいと。ただ、余りにも凝視できないようであれば、目をつぶっても構わないと言われた。

○司会者

ああ、そうですか。

そのほか、実際に証拠調べをしていただいて、証人尋問をお聞きになったり、被告人質問をお聞きになったり、あるいはいろんな調書、書類を取り調べたりしてらっしゃると思うんですけども、そのやり方について何か御感想はありませんか。

証人は大体お聞きになってるのかな。①番の方以外は証人っていらしたのかな。たしか、放火の事件は証人がいましたね。どなたか、覚えてらっしゃらないでしょうか。

○裁判員等経験者③

現場の警察官とかもですよ。

○野口裁判官

警察官もいましたし、あとお兄さんとお母さんと。

○司会者

それから、こちらの事件は。②番の方・・・。

○武藤検察官

雇主。

○野口裁判官

はい、情状証人がおられました。

○裁判員等経験者②

被害に遭われた方のお話を聞きたいという思いがありました。対人関係の問題があったんじゃないか。だけど、片一方の話だけ。こちらが疑問に思ったことは、被告人の方に聞くことはできるけれども、相手の方への質問ができないということで、ちょっともどかしさを感じました。

○司会者

ああ、なるほどね。被害者の方が警察とか検察庁で話した内容の調書、供述調書って言われる、それは法廷で調べられてますよね。その内容を前提にしても、もう少し聞きたかったという印象ですか。

○裁判員等経験者②

そうですね。

○司会者

ほかの事件の場合はいかがですか。

○裁判員等経験者④

被害者の方が証人としてお話をされていたので、被害に遭われても、兄弟だからってというような思いとかを聞いたので、被害を受けている方の気持ちは聞くことができたので、よかったですと思います。

○司会者

なるほどね。①番の方はたくさんお聞きになったと思うんですが。

○裁判員等経験者①

聞きました。

○司会者

むしろ、伺いたいのは、たくさんお聞きになったのとは別に、たくさん調書もお調べになったと思うんですが。供述調書ですね。朗読されたのをお聞きになったと思うんですが、その辺はいかがでしたか。どういうふうにならしていったというか、どうやって理解していかれたということは。

○裁判員等経験者①

供述調書をどうやって理解したか。それは、裁判長とか裁判官の2人と、あとほかの裁判員の方たちと一回一回、評議室に戻っては評議して、その一回一回・・・。

○司会者

こういう内容だったですねということを確認していくわけですね。

○裁判員等経験者①

こういう内容でということを確認して、詰めて詰めて詰めていって。

○野口裁判官

そういう時間がなかったら、やっぱりなかなか印象は入ってこなかったですか。

○裁判員等経験者①

なかなか理解、自分の中で納得できる理解はできなかったかもしれませんね。

○司会者

恐らく審理経過を拝見すると、丸一日ずっと調書の朗読が続いたっていう日もあったかと思うんですけれども。それはいかがでしたか。

○裁判員等経験者①

いや、もう、追って聞いただけみたいな。まだ、慣れてっていうのもおかしいですけど、初めてのことでし、ずっとそれを目で追いながら。犯罪は、そのときは詐欺のほうだったんで、何となくそれを追って行って、それを認めてたやつなんで、それで目で追って行って、自分の中で理解したような。

○司会者

その供述調書や捜査報告書を朗読されるのを一日中座って聞いてるっていうのは、苦痛ではありませんか。

○裁判員等経験者①

苦痛って言われりゃ苦痛ですけど、それこそ初めてのことだったんで、そのときは。裁判が始まりますよで、用意ドンが、その二つだったんで、供述調書2日間やったんで、緊張感というか、慣れないから一生懸命というか。ずっと一生懸命やっていたんですけど。

○司会者

②番の方が実際に被害者のお話を聞きたかったというお話がありましたけど、被告人質問をされましたよね。

○裁判員等経験者②

はい。

○司会者

そのときには裁判員の方からも質問はされたんですか。皆さんしておられましたか。

○裁判員等経験者②

最初に会議で協議して、こういったことを聞きたいねって、みんなで話をして、じゃあ質問しましょうねっていうことで質問しました。聞きたいこともあって聞かせて。

○司会者

ああ、そうですか。放火の事件も。

○裁判員等経験者③

はい、そうです。

○司会者

証人尋問と被告人質問とね。

○裁判員等経験者④

何回も今までお酒をやめると言われてる方が、やめると言っては、また飲まれていたので、今回はやめるって、それはどこからくるんだろうねって言って。今まで何回も約束したけど、いつも、その約束を守っていないので、今回はなぜそれが約束できるのでしょうかというところを聞きたいよねって言って質問させていただきました。

○司会者

そういう質問は遠慮なくというか、自由にできましたか。

○裁判員等経験者④

できれば、代わりに言ってもらいたかったんですけど、裁判員から言ってもらったほうが被告人としても真摯に受け止められるというか、その後のこともあるからということで、ああそうなんだと思って質問しました。

○司会者

質問はしにくいですか。

○裁判員等経験者④

はい、しにくかったですね。

○野口裁判官

いや、上手だったですよ。

○裁判員等経験者③

やっぱり、さっきのお話じゃないですけど、慣れない場所、しかも傍聴の側ではないので、慣れない場所にやっとなれてきて、これから話合いをして量刑を決めるってときの質問だったので、聞きたいことはあるんですけど、聞く勇気がないというか、それがみんなの意見でもあって、彼女に代表でということ。

○司会者

ああ、そうですか。やっぱり、同じような聞きにくい感じなんですかね。

○裁判員等経験者②

聞きにくいっていうか、でも、これは聞いときたいなという気持ちがありましたので、聞かなきゃいけないだろうと。

○司会者

実際、1回質問をしてみると、幾らでもできるようになっちゃうんですけどね。

○裁判員等経験者②

何しろ、まず、もちろん初めてですし、多分お仕事によっては人前で話す機会が多い方もあるかと思うんですけど、そうじゃない方は、まず人前でしゃべること自体がストレスになると思います。そういう意味では、やはりちょっと勇気が要る。

ただ、やっぱりせつかく裁判員になって、聞きたいことがあって、こういう機会を与えられたら、きちんと聞いてみようという気持ちで聞かせてもらったというのが正直なところですよ。

○司会者

①番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者①

そうですね。やっぱり、第一声を発するまではどきどき、手に汗握り。

○司会者

もう随分、証人尋問も含めて機会が、まあ証人尋問だけですかね、証人尋問の機会がたくさんあったので、皆さん、活発に質問はされたんでしょうか。

○裁判員等経験者①

全員されましたね。やっぱり聞きたいことがあって、そのために全員で質問しようよ。

○司会者

証拠調べに関して、何か当事者の立場からお聞きになりたいところはあるですか。

○武藤検察官

被告人質問とか証人尋問になって、検察官は、被告人質問だと追及するっていう感じが多かったと思うんですが、どういう意図で質問しているかというのは、聞いていらっしやって、この検事、何を質問してるのか、よく分からないというような場合はなかったでしょうか。

証人尋問も同じように、こちらの意図というか、聞いていて、こういうことを聞きたいのかなっていうのが伝わってるかどうか、その辺をちょっと御意見いただけたらと思います。

○司会者

いかがですか。どなたからでも結構です。

○裁判員等経験者②

私のほうは特には違和感はなく、余りややこしいものでもなかったもので、あとこういうことを聞きたいかなというのを合図をしまして。

○裁判員等経験者①

被告人が黙秘をしたんですけど、それに質問されてて、それは必要あるのかなっていう。検察側の意図は私には分からないんですけど、それをする必要があるのかなっていうのをずっと感じてました。

○裁判員等経験者③

放火に関しては、さっきの資料の話じゃないですけど、すごく、私たち一般市民に分かりやすく質問もしてらっしゃったようには聞いてましたし、砕いて話をしてらっしゃるんだろうなというふうには思ってたので、理解はできましたよね。

○裁判員等経験者④

はい。質問の意図もよく分かりましたが、書面にないことを聞かれていたので、そういう情報も知り得る必要があるんだなということで、もらっている資料ではない情報もあるんだってメモを書きながら聞いてました。

○中崎弁護士

私のほうも証人尋問と被告人質問について伺いたいんですけども、恐らく証人尋問と被告人質問などが終わった後に、その内容を紙に起こしたものを見るという機会は判決を下す前はなかったかと思うんですけども、一度聞いて、その内容を理解するために、もうちょっとこういうふうにしてほしかったなというところがあったりであるとか、あとこうしてもらったのでよく理解できたであるとか、そういう点があればお教え願いたいんですけども。

○司会者

被告人質問や証人尋問をお聞きになった後で、その記憶喚起というか、どんな話だったかっていうことを確認する方法として、どんなことをやっておられたか、もし差し支えなければ。特に、その記憶喚起するまでもなかったという方は、それ

でもいいんですけれども。

○裁判員等経験者①

評議になって、もう一遍繰り返し、あそこはどうだったかなっていうときは、マイクで拾ってるのが全部出るんで、あれを見て、こういうとき、どう言われたかなっていうのはやってみました。

○司会者

録音してるものがありますから、それを再生して、この部分ということで再生するわけですね。

○裁判員等経験者①

録音が全部字になって、それで全部。

○司会者

ほかの方はいかがですか、何か。大体、あのときどんな話だったかなっていうようなことは、まず、お互いにお話になるんでしょう。こんなこと言ってたんじゃないのって。そこで大体、分からなければDVDに戻るという感じですかね。

○野口裁判官

②番さんから④番さんの事件では録画したのは、見直しはなかったですね。

○裁判員等経験者②

文書の方ですね。

○野口裁判官

被害者の供述調書は部分的にちょっとだけ確認したことはありましたね。

○裁判員等経験者②

もう一回、ちょっと確認しようかということはありません。

○司会者

調書のほうは、もう直しようがないからしょうがないんですけど、公判でのお話のほうは、場合によっては、その質問をうまく工夫すれば、そういうふうに後で振り返りをしなくても済むような方法があるのかなという、今そういう質問ですよ。

○中崎弁護士

はい。

○司会者

こういう工夫をしてもらったらよかったのではないかとすることはありますか。大体うまくやってたってということですか。

○裁判員等経験者②

別の質問されたことで、こちらにも、そうなのかなと思うところが出てくるっていうのがありますので、多分質問されることによって、こっちもいろいろ考えて、これはどうだったのかっていうふうに協議によっては異なってきましたので。

事件内容にもよるとは思うんですけども、特に内容についての争点はなくて、言ってみれば感情の動きを私たちは読んでいって、どうしてここまでなってしまったのかなっていうのを読み解いていくような事件でしたので、少ない資料って言ったらおかしいんですが、検察側からのものは本当に事実関係をずっと並べた資料ですね。それもそれで、それに至る背景を自分たちが想像していかなきゃいけない。

そのときに被告人の質問は、ある程度はできたんですけども、被害者の方の質問ができなかったということで、本当に想像の域だけで、みんなで協議していたっていうのがありましたので、そこの辺は一つ物足りないままで判決っていうところがありましたので、それはちょっと被害者の方が出たくないということがあったので、これも仕方ないよねということでは、自分の中では納得させようと思いましたがけれども。なかなか難しいところです。

**【評議について】**

○司会者

そうですね。判決がよかったかどうか、後々まで悩まれたっていう方もいらっしゃるし、今の御発言でも、これでよかったのかなと思うようなところもあったというようなこともありますし、せっかく自分たちで考えたのにひっくり返ってどうかという御発言もあったんですけど、その評議について、評議の内容はなかなか秘密

に当たることですから、お話しいただくわけにはいかないんですけど、評議のやり方、こういう工夫をすると、もっと評議をしやすいんじゃないかとか、そういう御意見がもしあったら伺っておくと後々の役に立つと思うんですけど、その辺はいかがですか。

率直に言って、話しやすい雰囲気だったかどうかとか、恐らく①番の方の事件なんかは長いスパンがあるんで、話しやすいも何もないというか、そういう問題はなかったと思うんですけどもね。

○裁判員等経験者①

そうですね。でも、すごく、みんなが意見を出し合って、裁判長や裁判官にも一生懸命サポートしてもらいながら、私たちも意見を酌み取ってもらって、すごく話しやすいというか、意見を出しやすい場でした。

○司会者

なるほどね。ほかの方はいかがですか。その評議の雰囲気というか。

○裁判員等経験者③

悪い雰囲気ではなかったと思います。すごく活発でしたし、部屋に帰れば、すぐにその話みたいな感じで一日中やっていました。

○司会者

恐らく、放火の事件は量刑の問題ですよ、評議の対象は、基本的な。

○裁判員等経験者③

被告人の反省がどうって疑ったところもあって、市民感情から出た、私たちはこのぐらいじゃないと思った量刑と、裁判所側から見せられた過去の判例っていうものの・・・。

○司会者

判例というか過去の量刑の資料ですね。

○裁判員等経験者③

はい。量刑というものを見せてもらってからまた話をたくさんして、みんな

で納得をした判決だったとは思いますが。

○司会者

②番の方はいかがですか。②番の方も基本的には量刑の問題ですね。

○裁判員等経験者②

量刑です。同じように過去のものを見させていただいて、やっぱり被告人の反省の度合いをどう推し量るかとか、あとは話の中で出てきたのは、例えば執行猶予を付けるかどうかという場合に、今出てきてどうなのか、何年か後に出てきた場合はどうか、そういった被告人の将来のことも考えながら。

ただ、やっぱり、これはこの事件を見てください。きちんと考え方を、まずどこから取り掛かったらいいかっていうのが私たちは分からないのを、まずこういうところから見てくださってということも裁判長からはお話しさせていただいて、まずこの事件のどれだけひどい事件かどうかを見ましょう。

それから、それに対して執行猶予とかを考える前に、それを考えた量刑、考えればどういうところをするかってところ、道筋、こういうふうにして考えていかれるとっていうのがありましたので、やっぱり何も無いところから、いきなり、さあ何年ですかというふうに私たちは考えられないので、そういう道筋をきちんと示していただいて、こういうところを考えていきたいと思いますというふうに言っていたので、そういう意味では考え方の筋道ができて分かりやすかったです。

ただ、どうしても量刑のところになると、やはり裁判員もそれぞれ背景も違う人たちが集まっているので、すんなり、すぱっと、じゃあ何年っていうふうには、なかなかならないっていう流れでした。

○司会者

そのあたりは、検察官がそういう筋道っていうのは示してくれないんですか。

○裁判員等経験者②

というか、考え方の持っていき方っていうとおかしいんですけども、私たち、どうしてもずっと全部をぱっと見せられると、その人の感情とかが入っちゃうんで

すよね。どれだけ憎いと思ってやったのかっていうところが入ってしまうんですけども、まず、そのやった事実を見ましようというふうに言われたので、確かにそう、やった事実を見ると、こんなひどいことをやったんだよねって、それがどのぐらいのひどさなのか、それをまず考えて、なぜそれに至ったかというところを考えていくというふうに、順序立てて整理がついたので、そういう意味では量刑に対する考え方にしても、自分の中で整理をつけながら、これほどひどい事件がある、それをやってしまった被告人の心情はどうだったかっていうふうに順序立てて考えられたというのはよかったと思います。

○司会者

①番の方は結構評議を長くおやりになったと思いますけれども、評議のやり方、全体を通じて、何かここは改めたほうがいいっていうようなところがもしありましたら伺っておきたいんですけれども。裁判官がしゃべり過ぎだとかですね。

○裁判員等経験者①

いや、そんなことは全然思わないです。量刑をもっと知る必要があるのかなと思います。結局、私の場合は強盗殺人で有罪になった事件で無期か死刑っていう話を聞いて、まず有罪か無罪かを決める。そこまででいいんじゃないかと思いますね。

○司会者

なるほどね。しかし、実際には評議されたんですよ。

○裁判員等経験者①

しました。

○司会者

その過程で何か、ここをこうしたほうがいいのか、こんなのはやめてほしいとか、感じられたことがありますか。

○裁判員等経験者①

永山基準というのをぽんと出されたんですけど、これがあって、これに沿うんだったら、これのままでいいのではないかということになるので、永山基準のどうの

このじゃなくて、この事件に対して判決したほうが、私やその周りの裁判員が決めるようにしたほうがいいのではないかと思います。まあ基準があったらあったでいいのかもしれないですけどね。永山基準ってぼんと出されたら、ああそうなのかなと普通の人は思うのではないのでしょうか。

○司会者

なるほどね。そういうのも含めて、そこからの評議だと思うんですけどね。

○裁判員等経験者①

まあ、そう言われればそうですけど。

○司会者

実際には、そういう話をされているのではないですか。

○裁判員等経験者①

もちろん、しましたけど・・・。

**【裁判が終わってから】**

○司会者

その後のこと、裁判員のお仕事を終わられた後のことを伺いたいのですけれど、

①番の方が最初におっしゃった、その後のフォローの話ですけれども、具体的にはどういう希望をお持ちなんですか。

○裁判員等経験者①

これは私の思いなんですけど、事件のときに被告人が黙秘したので、被告人の意見というか話を聞きたかったんですね。高裁に上がったときに話をするというのを聞いて、たまたま私の知り合いの記者から、高裁で審理が始まりますよっていうのを聞いて、裁判所からは、そういうのは裁判員が終わったら一切連絡がないんだと思った。裁判所もいっぱい事件があるんで、なかなか一個一個の事件に関わってはいられないのかもしれないですけど、私は、その事件だけなんで、その事件が非常に気になるんです。結局、高裁に行くにしても、今度は傍聴券を取らなくちゃいけない。それは何か、おかしい、おかしくないのかもしれないけど、それをもうちょ

っと便宜を図ってくれてもいいのかなと。見たくない人は見たくないでいいんですけど、私は絶対、被告人がどんなことをしゃべるのか聞きたかったので、その辺の便宜をもうちょっと図ってくれたらいいのになっていうのがありました。

○司会者

ほかの方は何か、裁判後のことについて、こんなことがあったとか、御意見はないでしょうか。

○裁判員等経験者②

それこそ、周りにみんな余り言っちゃいけないかなと思いつつも、でもやったということはおっしゃって結構ですということでしたので、なるべく経験しましたから、もし聞きたいことがありましたら、どうぞ聞いてくださいと、職場でも学校の関係でもお話ししたんですけども、やはりなかなか関心がなくて、ああ、そうですかで終わっていたので、ちょっと残念。機会があったら、幾らでも経験はお話しさせていただきますというお話しはしています。やはり関心が低かった。

○司会者

御家族はいかがですか。

○裁判員等経験者②

家族には必要最小限のことですけれども、話はさせてもらいましたけれども、裁判員を経験した者が身近にいても自分は当たらないと思うみたいですね。大変だったねと終わって、自分が当たったらどうしようっていう話にはならなかったのと、やはり、みんな、当たらないものと思ってるんでしょうかね。大体、その関心の低いのをどうしたらいいかなって思います。

○司会者

どうしたらいいですかね。

○裁判員等経験者②

機会があったら、しゃべりますよ。今度、高校でも、そういう話をする機会が来年ありそうなので、早めに言っておこうかと思うんですけど、是非、特に子どもに

は知ってもらいたいなと思っています。司法の道に行くわけではなくても関わることはある。最近のニュースを見ても、裁判の判決なんか見ると、やっぱり国民感情を意識した判決かなとか、あと政府の何かいろいろなもの意識した判決かなというものをちらちらと見聞きしたりすると、やはり私たち国民がちゃんとしっかり意識して、司法にも目を向けていかなきゃいけないんじゃないかなっていうのをちょっと感じてるので、やはりみんなに知ってもらいたいなって感じました。機会があったら、何とか伝えていきたいなと思います。

○裁判員等経験者③

私は、終わってからも、あっ、本当にいるんだ、裁判員、って言われたんです。結構言われて、しかもこんな近くに、あっ、いたんだみたいなことを言われました。裁判員を経験したからっていうのもあるんでしょうけど、私たちの事件は控訴はされてないのであれですけど、やっぱり裁判の後の元被告人がどうしてるのかなっていうのはやっぱり気にはなるところで、お酒は本当にやめたのかなとか、面倒を見るって言ったお母さんはまだ元気なのかなとか、そんなことはちらちらとは気になりますね。

○司会者

その辺も①番の方の関心と共通するところが、あるいはあるのかもしれないんですけど。

○裁判員等経験者③

本当に情報がないので。

○司会者

その辺の情報をどこまでお話しできるかっていうのは一つの課題でしょうね、裁判所としても。検察庁も同じような立場になると思うんですけど、どこまで情報を出せるかと。

○武藤検察官

裁判員の方に対しては、直接的な接点がありませんので、裁判所を通じてという

形にはなるかと思います。

○司会者

④番の方，先ほど大分後，悩まれたというか苦しまれたようなことをおっしゃったので，そこが気になるんですけども，何か裁判所としてできることがありますでしょうか。

○裁判員等経験者④

周りが本当に誰も興味がなかったんですよ。興味がないというか，裁判員のことを聞いちゃいけないんじゃないかっていうことが多くて，守秘義務なんでしょう，だから聞かないわよってというような雰囲気です，家でも，終わりだね，お疲れっていうような感じで，何か余りしゃべる機会も，ぺらぺらしゃべることもないので，そうかと。でも，何か自分の中でしゃべりたかったんで，今日，会えたんでちょっとほっとしてるんですが，会いたかったです，皆さんに。

○司会者

本当に興味がありませんか，皆さんね。御家族にはお話になったでしょうか，どうなのか。

○裁判員等経験者④

余りしゃべってないです。でも，やりたいっていう人もいますので，やりたい人を公募っていうか，募集してもいるんじゃないのか。職場にもいました。何で，おまえが当たって俺は当たらないんだって言われてたので，何ででしょうって言って。

○司会者

そうすると，今伺うと，何か話せば解消できるようなお話なんですかね。

○裁判員等経験者④

ああ，そうなんですよ。

○裁判員等経験者③

本当に会ってないですもんね。

○裁判員等経験者④

断酒会じゃないですけど、そういうことを経験した人がもう一回集まって、それについてしゃべるっていうのも何かしらのメンタルケアなのかなと。

○司会者

なるほどね。分かりました。そういうことに裁判所がお手伝いできるかどうかは一つの検討課題かなと思っています。

報道関係の方で何か御質問等、もしあれば伺います。

**【報道機関からの質問】**

○司法記者クラブ記者

裁判員裁判を経験されて、よかったこと、悪かったこと。あと負担に思われたことを、お話の中でも幾つか出てるかと思うんですけども、できれば具体的に教えていただきたいということと、2点目は、経験をされて、裁判員制度の課題は、こうなのではないかと感じられたところを教えてください。

○司会者

いずれも少しずつ出てきてる話ではありますが、どちらでも結構ですけど、どなたからでも何か御発言があれば。まずは、よかったと思われる点はどうですか。

○裁判員等経験者①

よかった、いい経験です。

○司会者

それは、どの辺がいい経験だという印象を持たれたんですかね。

○裁判員等経験者①

いい経験というのは、ふだんこういうことは絶対することはないので、いい経験で人を裁くのかと言われたら、そうかもしれないですけど、いい経験としか言いようがない。

○司会者

例えば、今後の①番の方の人生に役に立つとか、そういう意味なんでしょうかね。

○裁判員等経験者①

それはどうですかね。会話にちょこっと出てくる。

○司会者

あるいは裁判について少し知識が深まったとか。

○裁判員等経験者①

裁判員っていう文字に反応するようになりました。

○司会者

いかがですか。よかったと思う点。

○裁判員等経験者④

悪いことをすると、こういうふうな流れで裁かれるんだっていう流れが分かったのと、抑止力ですかね、自分の中で。

○司会者

自分はするのをやめよう。

○裁判員等経験者④

ええ。悪いことは駄目なんだっていう。

○司会者

そういう話を伝えていただけるといいんですけどね。やっぱり、法廷に出てくる被告人というのは結構、負担ですよ、あれは。苦しいですよ。

○裁判員等経験者④

ええ。あそこに立つのはちょっと嫌だなって。

○司会者

よくなかったと思われる点、何かありますか。精神的に、あるいは経済的に。

○裁判員等経験者③

経済的というよりは、私は裁判自体、公判自体が3日間で、週末、土日を挟んで評議、判決という予定だったんですけど、週末が入ったので気分転換ができたし、ただ、私たちのメンバーはすごく活発だったというところもあるんでしょうけど、ここにいる間、何をしても休憩のはずが全然休憩じゃなくて、ずっと裁判につい

ての話、被告人の話についての話、もちろん市民としての、放火だったので、隣にこんな人がいたら嫌だよねみたいな話も含めて、被告人とか裁判とか事件とかって話を一日中してたのは、かなり疲れましたよね。精神的には疲れました。

○司会者

なるほどね。いかがですか。

○裁判員等経験者②

そうですね。確かに疲れたというのもあったですけども、本当にいい経験っていう、本当にそのとおりでなと思って、いろいろ考えることができたり、もちろん裁判員制度、あと日本の司法っていう制度について関心が高まってっていうのはもちろんありますし、そういう犯罪を犯してしまう人の心理とかっていうのを考えていくと、今子育て中の自分が子どもをどう育てていくべきか、そういう自分に置きかえても考えたところがあって、そういう意味ですごく自分のためになったなというのは思いました。

○司会者

なるほど。よくなかった点は。

○裁判員等経験者②

よくなかったとは、今のところ感じたことはないです。

○司会者

悩んでらっしゃることは。

○裁判員等経験者②

ただ、私の担当したものは、それほど悩みの大きいものではなかったですが、例えば死刑判決を出すような裁判だったとき、どうだったかっていうふうに考えたときに、その人の生き死にを自分が決めていいんだろうかっていうのはやっぱり思うし、もともと私は死刑制度っていうのはどうなのかなっていう疑問もあったりしてたので、一市民である私たちが人の生き死にを決めていいのかなという、そういうのは多分、そういうのに当たったときはすごい葛藤なんだろうなと思いますし、そ

の辺は、それこそ裁判員裁判だからとは限らずに、日本の司法制度っていうのはどうなのかなっていうこともいろいろ、この機会ですぐに考えることができたとは思いますが。

○司会者

より参加しやすくするために、何かできることがあればというのは、冒頭からいろいろ伺ってるんですけど、重ねて何か、御提言があれば伺いたいんですけど。

皆さん、結構遠くから来られてる方もいらしたんじゃないかと思うんですが、そのあたりは仕方がないですかね。

○裁判員等経験者①

そう言われると仕方がない。

○野口裁判官

本当に朝早くから出発していただいて、夕方も終わってから家に帰られて、あるいは食事をつくられる方もおられたりして、本当に大変な中、協力していただいたなど。

○司会者

東京を中心とした100キロと、鳥取からの100キロじゃ、意味が全然違うんですね、時間、労力。そういう御苦勞をされてもおつりは来るぐらい、いい経験だったと。それは言い過ぎですか。

○裁判員等経験者②

車で1時間ぐらいの距離だと、ふだん移動しているのだから負担はなかったんですけど、例えば列車の方なんかですと、自宅から駅までって考えると、相当掛かってたのではと思います。それも大変なことだと。

○司会者

大変でしたね。

○裁判員等経験者③

はい、西部からだったの。ちょうど雪がどうかなっていう時期でもあったので

大変でした。

○司会者

皆さん、例えば3日とか5日だったんですけど、もし審理の進行で、あと1日追加するとか、あと2日追加するというようなことがあったときに対応できそうですか。

○裁判員等経験者④

今更抜けられないでしょう。会社も国民の義務だから、どうぞという会社でしたので。

○司会者

今、皆さんの負担を考えて、かなりきつい日程を立てて、ぎりぎりとやったりしてるところがあるんですけども、本当は、やっぱり裁判というのは、かなり流動的な要素があるんで、始めてみたら、もう一日やらなきゃとか、そういうことも場合によっては出てくるかもしれないんですよ。そういうことにどうやって対応していくかというの、これからの課題だと思います。

報道関係の方、ほかに御質問ないでしょうか。よろしいですか。

では、ほぼ予定の時間になりました。最後に何か、よろしいですか。

○裁判員等経験者④

女性が多かったんで、それこそ男女平等にしてもらえばいい。番号で選ばれるので、たまたま男女比があって女性が多かった。年代的には若い人から年配の方までそろっていたんですけど。

○司会者

男女比は気になりますか。

○裁判員等経験者④

被告人の立場だったら気になるのではないのかなと思いますけどね。

○司会者

②番の方の事件はいかがですか。

○裁判員等経験者②

半々じゃなかったですかね。

○司会者

①番の方の事件は半々ぐらいですかね。本当，これ偶然なんですよね。私も随分たくさんやりましたが，ほとんど女性ばかりという事件の案件もありましたね。場合によっては裁判所も検察官も女性のほうが多いっていうときもありますしね。昔は男ばかりの社会で，被告人の女性が1人が入ってくるって事件もありましたしね。そう思うと，なかなか余り男女比というのは考えてもしょうがないのかなっていう気がするんですけど。よろしいですか。

それでは，これで終わらせていただきたいと思います。どうも，長時間ありがとうございました。